校	長	教	頭	教務主任	保健主事	年次主任	担	任

## 感染症発生による出席停止に関する証明書

県立富士北稜高等学校長 殿

生徒氏名 _	年	組	氏名			
	(生年月日		平成	年	月	日生)
病 名 _						
出席停止期間	令和	年	月	日	から	
	令和	年	月	日	まで(	日間)
登校許可	令和	年	月	日	より登村	交可能です

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名 印

## 学校において特に予防すべき伝染病の種類

- 第1種 エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 コレラ 細菌性赤痢 ジフテリア 腸チフス パラチフス
- 第2種 インフルエンザ 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳腺炎(おたふく) 風疹(三日はしか) 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核
- 第3種 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病

## 出席停止の期間の基準

- ① 第1種の伝染病に罹った者については、治癒するまで。
- ② 第2種の伝染病(結核を除く)に罹った者については、次の期間。 ただし、病状により学校医その他の医師においてその伝染のおそれがないと認めた ときには、この限りでない。
  - イ インフルエンザにあっては、発症した後5日を経過するまで、または、解熱した後2日を経過するまで。
  - ロ 百日咳にあっては、特有の咳が消失するまで。
  - ハ 麻疹にあっては、解熱した後3日を経過するまで。
  - ニ 流行性耳下腺炎にあっては、耳下腺の腫脹が消失するまで。
  - ホ 風疹にあっては、発疹が消失するまで。
  - へ 水痘にあっては、すべての発疹が痂皮化
  - ト 咽頭結膜熱にあっては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- ③ 結核及び第3種の伝染病にかかった者については、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
- ④ 第1種もしくは第2種の伝染病患者のある家に居住する者又はこれらの伝染病にかかっておる疑いがある者については、予防措置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師においてその伝染のおそれがないと認めるまで。
- ⑤ 第1種又は第2種の伝染病が発生した地域から通学する者については、その発生 状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ⑥ 第1種又は第2種の伝染病の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

## 疾病に関する証明書

県立富士北稜高等学校長 殿

生徒氏名	年	組 氏名					
	(生年月日	平成	年	月	日生)		
病 名							
診療開始月日	令和	年 月	日;	から			
学校生活における注意事項(具体的に記入してください)							
•							
•							
<b>弥</b> 怀日 / 3	<b>△</b> ∓n	<i>F</i> : 0		L h ₹b.	<del>                                      </del>		
登校見通し	令和	年 月	П П	より金	校可能		

上記のとおり証明いたします。

令和	年	月	日			
医療機関名						
医師氏	名			印		